

※ 資料中の「委員会」は「学校いじめ対策委員会」を、「SC」は「スクールカウンセラー」を、「SSW」は「スクールソーシャルワーカー」を示す。

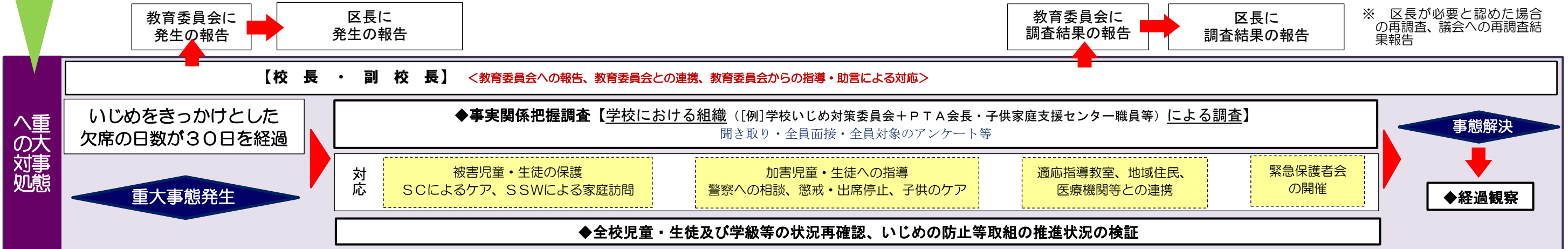
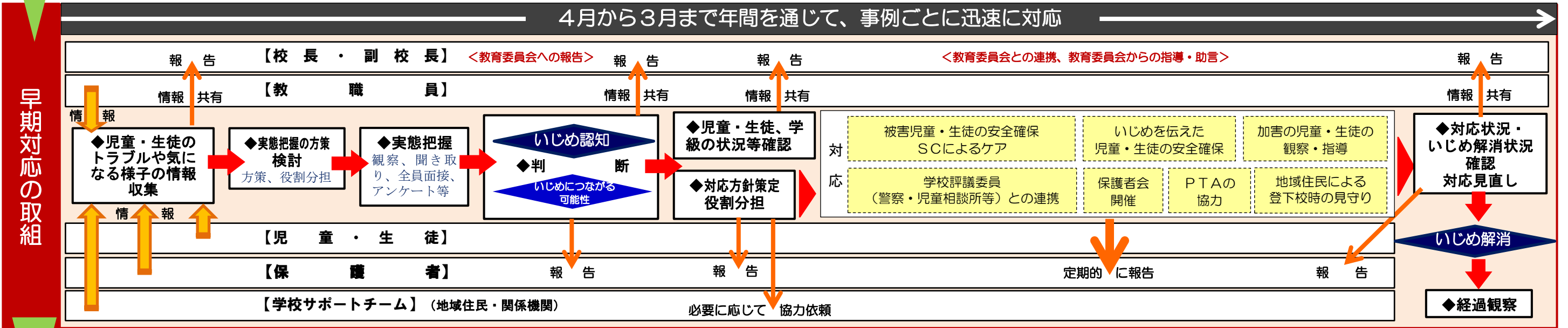
※   : 「委員会」が必ず行うべき取組、   : 学校として行うべき取組（「委員会」の役割は学校の実態等に応じて定める）

: いじめの事案ごとに、実態に応じて行うべき取組

# 令和7年度 江東区立川南小学校 いじめ防止に関する年間計画

子供が安心して生活できる学級・学校づくり ○魅力ある授業の実施 ○学級経営・生活指導の充実 ○自己肯定感・自尊感情の育成 ○教職員と児童・生徒の信頼関係の構築 等											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
◆児童のトラブルに関する情報共有体制の整備(生活指導夕会・金曜日) ◆教育相談体制の整備(面談等) ◆定例会議実施 ◆取組の進捗状況確認 ◆若手の教職員等への指導・助言											
<p>◆スクールカウンセラーによる全員面接(5年生) 計画・実施・結果確認・情報共有</p> <p>◆ホームページで取り組み周知① 「川南小いじめ防止基本方針」の取り組み等の周知</p> <p>◆校長講話① 全校朝会</p> <p>「いじめ対策委員会(定例会)」及び「川南小いじめ防止基本方針」の活用、取り組みについて全教職員による</p>	<p>相談機関一覧配布①</p> <p>いじめに関する授業① 道徳「友情・信頼」</p> <p>校内研修① 計画、実施</p>	<p>◆「いじめに関するアンケート」① 実施、集約、確認、共有</p> <p>学校サポートチーム① 情報交換、連携推進</p> <p>6・11・2月(ふれあい月間)を重点取組月間に設定</p>	<p>個人面談① 情報収集・連携推進</p> <p>いじめ実態調査(都教委) 状況把握、調査</p> <p>生活指導主任講話① 前期前半終わりの会</p>	<p>校長講話② 前期後半 始まりの会</p> <p>長期休業明け学級指導① 人権尊重・生命尊重</p> <p>ホームページで取組周知② 取組の進捗状況、児童の様子等の周知</p>	<p>SOSの出し方に関する授業(5年生) 計画、実施</p> <p>セーフティ教室(4・5・6年) インターネットの安心・安全な使い方</p>	<p>校内研修② 計画、実施</p> <p>「いじめ防止教育プログラム」及びDVD資料「それは犯罪だと気付いていますか」(都教委)を活用</p> <p>校長講話③ 全校朝会</p>	<p>◆「いじめに関するアンケート」② 実施、集約、確認、共有</p> <p>学校サポートチーム② 計画、実施、連携推進</p> <p>いじめに関する授業② 道徳「生命尊重」</p>	<p>校内研修③ 計画、実施</p> <p>個人面談② 情報収集・連携推進</p> <p>生活指導主任講話② 後期前半 終わりの会</p>	<p>相談機関一覧配布③</p> <p>長期休業明け学級指導② 人権尊重・生命尊重</p> <p>校長講話④ 後期後半 始まりの会</p> <p>学校評価 計画、実施、検</p>	<p>◆「いじめに関するアンケート」③ 実施、集約、確認、共有</p> <p>いじめに関する授業③ 道徳「思いやり・親切」</p> <p>学校サポートチーム③ 計画、実施についての報</p>	<p>◆川南小いじめ防止基本方針改訂</p> <p>◆次年度年間取組計画策定</p> <p>保護者会で取組報告 取組結果やいじめの実態等報告、意見聴取</p>
「あいさつ運動」等、児童・生徒の主体的取組への支援											

未然防止・早期発見の取組



※ 「いじめ防止対策推進法」第28条では、重大事態を「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と定めている。また、「いじめの防止のための基本的な方針(文部科学省)」では、前掲の「相当の期間」について、「年間30日を目安とする」と補足している。これらを踏まえ、本資料では、いじめをきっかけとした欠席の日数が30日を経過した時点で、重大事態の発生と認めた場合の対応事例を示した。